

山口県デジタル実装推進事業支援業務仕様書

1 概要

本仕様書は、山口県デジタル実装推進事業支援業務（以下、「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定める。

2 本業務の趣旨・目的

本県では、「やまぐちデジタル改革」において、より多くの県民や事業者がデジタル化の効果を実感できるよう、県政各分野・各地域におけるデジタル技術を活用した課題解決の取組を、実証実験の段階にとどめず、社会実装へと着実につなげていくこととしている。

そのため、本県では「やまぐちデジタル実装推進事業」（以下、「県事業」という。）において、デジタル実装のモデルとなるような優良事例の創出に向けて、優れた技術やノウハウを持つ民間企業等から県内市町等との協力体制のもと行われる企画提案を募集し、本県をフィールドとしたデジタル実証・実装事業を実施するとともに、持続可能な取組となるよう、ビジネスの視点も重視したデジタル実装のモデルを構築することとしている。

本業務は、県事業によるデジタル実装の推進に向けた取組を、専門的な知見を活用することによって支援することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託上限額

33,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 履行場所

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル政策課が指定する場所

6 本業務の内容

県では、以下の内容によりデジタル実証・実装事業の企画提案を募集し、審査・選定した実証・実装事業について、民間企業等に委託することとしている。

[委託対象] 本県をフィールドとしたデジタル実証・実装事業で、持続可能なデジタル実装の実現等を通じて本県のデジタル実装のモデルとなる取組を創出するもの（募集タイプにより最大2年度間委託）

[委託先] 民間企業等（県内市町等との協力体制を明らかにすること）

[委託額] 1件あたり上限2千万円（消費税及び地方消費税を含む。）

[委託件数] 4件程度（県予算額：8千万円、令和7年度からの継続事業を含む。）

[審査方法] 民間企業等からの企画提案について、県が設置する審査委員会において審査基準により審査し、最優秀提案者を選定

[その他] 審査・選定の際に県予算額に残額が見込まれる場合には、残額の範囲内で追加採択を実施する場合がある。

本業務では、県が上記の実証・実装事業に係る業務委託を実施するために必要な取組について、専門的な知見に基づいて県を支援するため、以下の取組を実施する。

(1) 県事業の運営方針・実施手法に対する助言等

県事業の実施に必要となる以下の検討を行い、運営方針・実施手法に対する助言等を行う。

- ・ 県事業全体における適切な実行に向けたプロジェクトマネジメントの支援
- ・ コンプライアンス遵守に関する助言
- ・ 知的財産権、取得データの管理に関する助言
- ・ リスクの洗い出し、トラブルの際の対応方針の作成
- ・ 上記の実証・実装事業に係る受託者やステークホルダーとの調整・連携体制の検討に対する助言
- ・ 県が指定する主なターゲットとすべき分野における先進的なソリューションの情報提供

(2) 各種目標・基準等の作成等

以下の各種目標・基準等について、設定の支援や作成を行う。

なお、企画提案の申請手順については、令和7年度と同様に公募型プロポーザルによるものを想定している。

- ・ 県事業の目標・KPI設定の支援
- ・ 企画提案の申請内容・評価項目・評価基準の作成
- ・ 個別の実証・実装事業の進捗管理方針・方法の作成
- ・ 実証・実装事業を次年度継続するにあたっての評価項目・評価基準・評価様式の作成

(3) 企画提案の募集及び交流イベント開催支援

実証・実装事業の企画提案の募集に関して支援するとともに、民間企業と行政等を対象とする交流イベントの開催等を通じて企画提案の組成に向けた支援を実施する。

- ・ 募集要項・企画提案書様式の作成支援
- ・ 各種権利関係を踏まえた、県事業の委託先との契約書式の作成支援
- ・ 知見・ネットワークを生かした、全国の優良企業等の情報提供
- ・ 企画提案の募集に向けたプロモーション支援
- ・ 県が実施する交流イベントや、マッチングに対する支援
- ・ 交流イベントの開催に向けたプロモーション支援
- ・ 地域社会DXの推進に向けた市町の抱える地域課題の整理及び解決するソリューションの検討に対する支援

(4) 企画提案の審査支援

県が設置する審査委員会における実証・実装事業の企画提案の審査を支援するため、企画提案について、以下の調査・検証・評価を実施する。

- ・ 国内外における社会ニーズや地域における期待市場規模、先行事例の調査
- ・ ターゲット層の設定内容や価値提供方法の妥当性の検証・評価
- ・ 経費の妥当性・投資対効果の検証・評価
- ・ 実装・自走の実現可能性の検証・評価
- ・ 県内波及の実現可能性の検証・評価
- ・ 調査・検証・評価等に基づく企画提案の優先度の提示

(5) 実証・実装事業の支援等

審査・選定した実証・実装事業に対して、進捗に応じて以下の支援等を行う。なお、令和7年度から継続して選定した事業を含むものとする。

- ・ 個別の実証・実装事業の進捗管理に対する支援
- ・ 個別の実証・実装事業に対する改善提案・助言
- ・ 個別の実証・実装事業に係る実装・自走計画への助言
- ・ 個別の実証・実装事業の結果検証・評価

7 業務の実施スケジュール（予定）

業務内容	令和8年												令和9年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
(1) 県事業の運営方針・実施手法に対する助言等	→															
(2) 各種目標・基準等の作成等	→															
(3) 企画提案の募集		→	→	→												
交流イベント開催支援					→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
(4) 企画提案の審査支援				→												
(5) 実証・実装事業の支援等					→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※7月末までに審査会を行い、10月末までに交流イベントを行う場合を想定して作成

8 業務の実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を総括する責任者（以下、「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理をすること。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制表を契約締結時に提出すること。
- (3) 原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、県に申し出ること。

9 実施計画書の提出

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ、実施体制、作業スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、県の承諾を受けること。
- (2) 受託者は、実施計画書の提出に当たり、キックオフ会議を開催し、実施計画書の内容について説明を行うこと。

10 業務の成果物

- (1) 次の表に掲げる業務の成果物を提出すること。なお、成果物の様式、記載内容について、事前に県と協議し承認を受けた上で提出すること。

成果物	提出期限 (予定)
(1) 事業の運営方針・実施手法に対する助言等	
① リスクの洗い出し・トラブルの際の対応方針	4月下旬
② 主なターゲット分野のソリューションの情報提供	4月下旬

(2) 各種目標・基準等の作成等	
①企画提案の申請内容・評価項目・評価基準	4月下旬
②個別の実証・実装事業の進捗管理方針・方法	4月下旬
(3) 企画提案の審査支援	
①企画提案に係る社会ニーズ・市場規模・先行事例の調査報告	審査時
②ターゲット層・投資対効果・実装の実現可能性等の評価	審査時
③企画提案の優先度	審査時
(4) 実証・実装事業の支援等	
①個別の実証・実装事業の結果評価	3月末
(5) 本業務全般に係る業務報告書	3月末

※成果品の最終的な提出期限は、県と受託者の協議により決定する。

(2) 成果物は、電子データ（Word、Excel、PowerPoint等）で提出すること。

11 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により県と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) (1)により県が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1)により県が承認した場合であっても、受託者は、県に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

12 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって、知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、県及び市町から提供された資料等（以下、「資料等」という。）を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。

13 情報セキュリティ管理

情報セキュリティ管理については、山口県個人情報保護条例（平成13年山口県条例第43号）、山口県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

14 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっては、県及び市町の施策を十分理解した上で、その業務遂行を阻害することのないよう配慮し、適切かつ円滑に実施するよう努めること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、全て受託者の負担とすること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、県と受託者が協議の上、解決するものとする。

以上